

教育関連事業の掲載の可否について

事業種類	掲載の可否	理由
就学前児童を対象とした塾・プレスクール等	△	単に就学前児童の学習を目的とするものは可 小学校受験を目的としてもものについては不可（個別の判断が必要）
私立幼稚園	○	幼児教育については、公私協調により本市教育行政を推進しているため
私立小・中学校	×	義務教育については、市立小・中学校教育を推進しているため
学習塾・通信教育・家庭教師（主に小・中学生を対象としたもの）	×	塾等に頼らない信頼される公教育の推進を目標とし、施策を推進している立場上、矛盾が生じるため また、通信教育・家庭教師については、学習塾と類似事業と考えられるため不可
英会話	△	単に生涯学習の推進を目的とするものは可 小中学生を対象とし、中学校受験等を目的としたものについては不可（個別の判断が必要）
学習参考書等	○	自己学習の補助として使用されるものであり、公教育と競合するものではないと考えられるため可
ピアノ、水泳、ダンス教室等	○	生涯学習の推進であるため
私立高校 大学	○	公私協調により本市教育行政を推進しているため
予備校	○	主として義務教育課程を修了としたものを対象とするものであり、子ども自らの判断により選択できるものであるため

※合格率など実績を載せる場合は、事実や客観的な根拠に基づいたものとし、実績年も併せて表示するものとする。